

2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業 委託事業者募集要領

1 趣旨

この要領は愛知県（以下、「県」とする。）が実施する「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業委託業務」（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

※本業務の実施は、令和7年度2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付採択を条件とする。

2 業務名

2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業委託業務

3 業務目的

愛知県（以下、「県」とする。）は、超高齢社会の危機の克服に向け、デジタル技術の活用と産学官金の連携により、「健康寿命の延伸」と「QOLの維持・向上」に貢献する各種サービス・ソリューションの創出を目指す「あいちデジタルヘルスプロジェクト」を立ち上げその推進母体となる「あいちデジタルヘルスコンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」とする）において、2024年3月に策定した基本計画に基づき、取組を進めている。

その取組の一つとして、「フレイルへの進行予防」「生きがいづくり」「地域居住・生活支援」のプロジェクトの3つの柱に対応する7つのテーマについて、各サービス等の早期の社会実装を目指す「社会実装先行事業」を2024年4月から実施しており、本委託事業は前年度の成果や課題を引き継ぎながら、引き続き各サービス等の社会実装を目指すものである。

なお、本委託事業により創出する各サービスは、2026年度において、県が整備する県民向けポータルサイト及びデータ連携基盤（県が「社会実装・共創基盤整備事業」として2025年度に整備するもの。以下、「ポータル・データ連携基盤」とする。）への接続を想定しており、ポータル・データ連携基盤との接続に向けた各種検討・調整業務も併せて実施する。

4 業務内容

「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業委託業務仕様書」のとおり。

5 募集分野及びテーマ

「1. フレイルへの進行予防」、「2. 生きがいづくり」又は「3. 地域居住・生活支援」の分野において、県民の「健康寿命の延伸」、「QOLの維持・向上」に資する新しいサービス等の創出、また、新たなサービス等の創出に向けた課題解決への取組を実施する。

なお、本事業では、得られた成果を将来的に自律的かつ持続的な事業として活用する計画を有するとともに、県が整備する県民向けポータルサイト及びデータ連携基盤の利活用を図る以下の7テーマのプロジェクトを募集する。

分野	テーマ	提案の具体例及び含めるべき要素
フレイルへの進行予防	① ライフログデータを活用した総合的な高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ライフログデータを適切に取得し、AI 技術等を活用しリスクや異常を把握し、自身の健康状態を可視化する。 ▶ 自身の同意・選択のもと、データを企業や研究機関等に提供し、報酬を得る仕組みを構築する。等 <p>(要素) フレイルリスクを検知するアラート機能や専門家・家族の見守りによる行動変容効果・UXに関する検証</p>
	② PHR を活用した予防運動プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ▶ PHR データを活用してフレイル等の高リスク者に対し、通所負担を軽減するため、オンラインによる運動プログラムを構築・提供する。等 <p>(要素) オンラインによる運動プログラムの効果やオペレーション方法、安全性等の検証</p>
	③ デジタル食事改善プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食によるフレイルの予防・改善に向けたサービスの提供。 ▶ 栄養の見える化と食の行動変容をサポートするサービスを構築・提供等 <p>(要素) デジタルデバイスを活用した食事チェックと食事提案に係る実証・食に関する行動変容の検証</p>
生きがいづくり	④ オンラインを活用した高齢者の社会的交流支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ オンライン上で高齢者が簡単に参加できる体験型コンテンツを提供し、オフラインでの交流に繋げる。 ▶ 参加者の表情などから得られたデータにより、フレイルや認知症のリスクを検知する。等 <p>(要素) 高齢者のオンラインコミュニティ形成に向け自治体と連携し実証するとともに感情・音声・言語情報による感情推定を検証</p>
	⑤ 一人暮らし高齢者向けの外出・交流支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一人暮らしの高齢者向けの外出・交流支援プログラムを構築・提供する。 ▶ 参加者の生活状況のデータからフレイルリスクの変化を検証し、外出や交流の機会を通じた生きがいづくりとフレイル対策をサポートする。等 <p>(要素) 一人暮らし高齢者のフレイルリスクを、AI を活用して検知するとともに、外出支援策の実施による外</p>

		出促進効果、フレイルリスクの変化を検証
地域居住・生活支援	⑥音声対話ツールを活用した高齢者のICTアクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタル機器の操作に不慣れな高齢者でも自然な会話形式でデジタル機器の操作ができるシステムを構築する。 ▶ 当該システムを活用し、高齢者が利用しやすいICTコンテンツの利用に繋げる。等 (要素) 高齢者に特化した音声対話型UIを活用し、UI及び提供コンテンツの効果を検証
	⑦対話型ツールを用いた健康・生活機能の持続的なモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 音声対話型AIにより、高齢者の健康・生活機能を持続的にモニタリングする。 ▶ 異常値などからフレイル等のリスクを早期検出し、地域活動や様々なソリューションに繋げる。等 (要素) 生活支援に関わる関係者(市役所や地域包括支援センター)と連携し、対話型AIによる持続的なモニタリング・フレイルチェック機能の効果を検証

- ・提案の具体例及び含めるべき要素については、企画提案書において、より効果的な社会実装の実現に向けた企画提案を提案者において実施のこと。

6 業務実施上の注意点

- (1) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。
- (2) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (3) 委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
また、PHRをはじめとする健康情報等を取り扱う場合においては、関係法令等のほか、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」等の関係するガイドライン等に沿った適切な取扱いをすること。
- (6) 本業務を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)1名を配置するとともに、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を図ること。
- (7) 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (8) 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- (9) 実施事業の打合せを定期的に行う、打合せた内容の議事録を速やかに県に提出すること。
- (10) 県等の他の業務との連携など、事業の実施に際しては柔軟に対応すること。
- (11) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示する

こととする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で県が判断する。

- (12) 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続であり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定し仕様書に定める。

7 成果物

- (1) 事業報告書 紙：5部、電子媒体：1部
(2) その他（本業務で作成使用した各種文書等） 電子媒体：1部
※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

8 納品場所

愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課

9 応募資格

応募主体者は、以下の（1）～（7）のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 法人格を有する民間事業者または大学等の団体であること。
(2) 「あいちデジタルヘルスコンソーシアム」に加入していること。
※コンソーシアム未加入の民間事業者・団体等は、選定後、契約締結までに参加申請届を本コンソーシアム事務局あてに提出していること。
(3) 事業を実施するにあたって、県内で実証等を行うために産学官※が連携する体制を構築し、座組組成について内諾を得ていること。ただし、実証参加者の募集など、官の役割を学が担う場合には産学の連携体制のみでも応募可能とする。
※学（大学・研究機関等）：学術的な視点で事業への助言や評価等を行うことを想定。
官（市町村等）：実証参加者の募集や、自治体目線での助言等を行うことを想定。
(4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
(5) 県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
(6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
(7) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(9) 県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
(10) 国税及び地方税を滞納していないこと。

10 募集期間

2025年2月21日（金）から2025年3月19日（水） 午後5時まで

11 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託金額限度額

金 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む） / 件

(3) 採択予定件数

7 件（各テーマ 1 件）

(4) 契約保証金

愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

（あるいは、愛知県財務規則 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額免除する。）

(5) 契約期間

契約日から 2026 年 3 月 31 日（火）まで

(6) 委託金の支払条件

事業完了後の支払いとする。

(7) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

12 応募方法等

(1) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数等は、次表のとおりとする。

様式は、愛知県イノベーション企画課 Web ページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/innovation-kikaku/2024-adhp2.html>

からダウンロードのこと。

	提出書類の名称	規格	提出部数
様式 1	企画提案書（表紙）	A 4 縦両面	8 部
任意様式	企画提案書（内容）※2	A 4 両面	8 部
様式 2	経費見積書	A 4 縦両面	8 部
任意様式 （添付書類）	・ 提出者の概要が分かる資料※1 ・ 事業実施体制 ・ 同種事業実績 ・ 直近 2 年間の決算報告書※1 ・ 共同事業体協定書の写し、委任状 （共同事業体の場合のみ）※1	原則 A 4 縦両面	8 部
様式 3 様式 4	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書※1※3	A 4 縦両面	8 部
様式 5	企画提案書の非開示願い※1 （必要な場合のみ）	A 4 縦両面	1 部

※1 「提出書類の名称」に記載のあるもののうち「※1」が記されたものについては、紙資料ではなく電子データでの提出を認める。電子データでの提出を希望する場合には、下記のメールアドレスに期日までに送付すること。（メール一通あたり 10MB 以下とすること）

送付先：innovation@pref.aichi.lg.jp

※2 企画提案書（内容）については、電子データでも送付すること。送付方法は※1と同様とする。

※3 該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実が確認できる書面（再発行された登録証等又は証明書など）を提出すること。（様式4参照）

(2) 「企画提案書（内容）」について

企画提案書には、「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業委託業務仕様書」の内容を踏まえ、以下の各項目についてできる限り詳細に記載すること。

ア 事業の全体像及び内容

- ・ 事業全体の概念図（事業を実施する団体が複数の場合はその関係等含む）
- ・ テーマに対する理解（背景、課題、市場規模、社会的な意義など）
- ・ 社会実装を目指すサービスの内容

イ 社会実装に向けた計画等

- ・ 社会実装までのロードマップ（2028年度まで）
- ・ ビジネスモデル
- ・ 事業の数値目標及び検証方法

ウ 2025年度の実施内容

- ・ 2025年度の具体的な実施内容と目的
- ・ 実証対象者の属性、規模、募集方法
- ・ （個人情報やPHR等を取り扱う場合）データの取得目的と取扱方針
- ・ 仕様書に記載のある各業務内容に対するポイント
- ・ 実施スケジュール

エ あいちデジタルヘルスプロジェクトとの連携

- ・ あいちデジタルヘルスコンソーシアムとの連携方針
- ・ 県が整備する県民向けポータルサイト及びデータ連携基盤の利活用方法の具体的なイメージ
- ・ 本事業で得られる又は取り扱うデータ（個人情報、PHR等）の取扱方針及び利活用方法

オ 産学官の推進体制

- ・ 産学官の団体・参加者との連携状況及びそれぞれの役割（内諾していることを証明できる書類がある場合には合わせて提出すること）
- ・ 推進体制内での連携方法（打合せの頻度や方法など）
- ・ 社会実装に向けた推進体制のポイント（知見や実績など）

カ その他

- ・ 上記に限らず、特筆すべきポイントがある場合には記載すること。

(3) 「経費見積書（様式2）」について

- ・ 消費税及び地方消費税額抜きの金額（円単位）を記載の上、合計には消費税及び地方消費税を含む旨を記載すること。
- ・ 様式2に日付、事業者名、代表者名等を記入すること。
- ・ 経費見積書に記載した金額の明細書を添付すること。

- ・ 企画提案書とは別綴じとすること。

(4) 「添付書類（提出者の概要が分かる資料）（任意様式）」について

- ・ 会社・団体のパンフレット（無い場合はその概要がわかるもの）

(5) 「添付資料（事業実施体制及び同種事業実績）（任意様式）」について

項目	提案内容
1. 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を実施する総括責任者及び業務担当者の氏名、所属・職名、実施体制、業務計画などについて、詳細に記載すること。 ※業務計画とは、本業務における従事予定者の具体的な役割・業務内容、想定する働き方（現地中心、オンライン中心など）を指す。
2. 同種事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去2年間の実績について簡潔に記載すること。 ・ なお、記載した実績については、必ず実績を示す書類（契約書写し、事業報告書等）を1部添付すること。

※ 企画提案書とは別綴じとすること。

(6) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）のいずれかとする。ただし、持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

電子データでの提出を認めている書類について、電子データでの提出を希望する場合には、下記のメールアドレスに期日までに送付すること。（メール一通あたり10MB以下とすること）

メール送付先：愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課
innovation@pref.aichi.lg.jp

(7) 提出期限

2025年3月19日（水） 午後5時（必着）

(8) 提出先

〒460-8501（住所記載不要）
 愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課
 推進グループ宛て
 電話 052-954-7422（ダイヤルイン）

(9) 提出書類の取り扱い

- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。
- ・ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・ 企画提案は、各テーマにつき1者1件までとする。各テーマにつき2案以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。
- ・ 提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - 虚偽の内容が記載されているもの
 - 記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- ・ 提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- ・ 提出された書類は、必要に応じて複写（県庁内および選定委員会での使用に限る）する。
- ・ 提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。
- ・ 採択を決定した企画提案の内容について、その一部の変更をお願いすることがある。

(10) 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須要件ではありません。

ア 日時

2025年2月26日（水） 午前 11時から12時

イ 場所

オンライン開催（Teams を使用）

ウ 参加申込方法

以下により電子メールで行ってください。

- ・ 申込期限2025年2月25日（火） 15時まで
- ・ 件名は「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業委託業務の説明会」としてください。
- ・ 本文中に次の（ア）～（ウ）を記載してください。

（ア） 貴社（団体）名

（イ） 参加者氏名

（ウ） 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

- ・ 申込先：愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課
電子メールアドレス：innovation@pref.aichi.lg.jp

(11) 質疑

本業務に関し質問等がある場合は、様式6に必要事項を記載のうえ、2025年2月28日（金）午後5時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、2025年3月7日（金）までに、質問者に電子メールにて送信し、内容により県のWeb ページに掲載する。

- ・ メール送信先：innovation@pref.aichi.lg.jp
- ・ メールの件名
「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業委託業務仕様書に関する質問」

〔ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。〕

13 選定事業者数

各テーマ 1者

14 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下、「提案書」という。）について、県が形式審査を行った後、選定委員会（Teams によるオンライン開催を想定）において審査を行う。選定委員会による審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

ただし、各テーマにつき、4者以上からの企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県（イノベーション企画課の職員）において書面による書面選定を

行い、各テーマ上位3者程度を選定委員会での審査の対象とする。

具体的な選定者数については、選定担当職員が協議を行い、総合的内容を評価の上決定し、選定委員会へ付議する。書面選定は選定委員会と同様の基準にて審査する。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、書面選定及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(3) 選定基準

委託先の審査は、応募資格を満たしている者につき、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

No.	項目	内容
1	実施事業の内容	—
(1)	事業の全体像及び内容	<ul style="list-style-type: none">▶ あいちデジタルヘルスプロジェクトの全体像を理解した提案であるか。▶ 実施するテーマに対する理解は十分か。▶ 社会実装を目指すサービスの内容は効果的なものか。また、仕様書に記載された業務内容を適切に踏まえた内容か。
(2)	社会実装に向けた計画等	<ul style="list-style-type: none">▶ ロードマップは適切で、社会実装に向け解像度の高い計画となっているか。▶ 想定するビジネスモデルは現実的なものか。また、社会実装までのビジネスモデルの検証方針は適切か。▶ 設定された事業の数値目標は適切か。また、検証方法や検証後の改善方針など、適切なPDCAサイクルが構築できているか。
(3)	2025年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none">▶ 2025年度に実施する内容は、社会実装に向けたロードマップを踏まえ、適切なものか。また、仕様書の業務内容を適切に踏まえた内容か。▶ 実証対象者は適切か。また、実証対象者を確実に集めるための工夫がなされているか。▶ 個人情報やPHRなど、データを利活用する計画はあるか。この場合、データの取得目的と取扱方針は適切か。▶ 2025年度に実施すべき業務内容を理解した提案内容か。また、プロジェクト推進分科会との連携など、各業務内容に対して効果的な提案がなされているか。▶ 提案されたスケジュールは実現可能なものか。
(4)	あいちデジタルヘルスプロジェクトとの連携	<ul style="list-style-type: none">▶ あいちデジタルヘルスコンソーシアムとの連携などにより、本プロジェクト全体の目的達成に寄与する提案がなされているか。▶ 県民向けポータルサイト及びデータ連携基盤の利活用方法の具体的なイメージは明確か。
2	実施体制	<ul style="list-style-type: none">▶ 事業実施に必要な産学官の連携体制が構築されているか。

		<p>また、各団体の役割分担は明確で効果的なものか。</p> <p>▶ 推進体制内での連携体制は適切か。</p> <p>▶ 本テーマの社会実装に向け、必要な知見や実績を有する団体・個人が推進体制内に組み込まれているか。</p>
3	業務実績	▶ 産学官連携事業の実施実績はあるか。
4	費用対効果	▶ 見積金額は適切であり、費用対効果は高いか。
5	社会的価値の実現に資する取組	▶ 社会的価値の実現に資する取組内容

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2025年3月27日（予定）に全提案者に対して電子メールで通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会是非公開のため、審査の経過等に関する問合せに応じられない。

(5) 契約

ア 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、契約金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

イ 候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

15 スケジュール（予定）

2025年2月26日（水）	午前11時	説明会の開催
2月28日（金）	午後5時	質問等の提出期限
3月7日（金）		質問等への回答の公表
3月19日（金）	午後5時	企画提案書の提出期限
3月26日（水）		選定委員会の開催・受託者の決定
4月1日（火）		契約
2026年3月31日（火）		業務完了

16 その他

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

- ・ 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合
- ・ 県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

17 問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎地下1階
愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課
推進グループ

電話 052-954-7422 (ダイヤルイン)

メール innovation@pref.aichi.lg.jp